

高松市・牟礼町合併協議会会議録
第 1 1 回 会 議

平成 1 7 年 2 月 1 0 日 (木)

高松市・牟礼町合併協議会

高松市・牟礼町合併協議会会議録

第 1 1 回会議

1 日時

平成 1 7 年 2 月 1 0 日 (木) 午前 1 0 時開会・午前 1 1 時 1 7 分閉会

2 場所

牟礼町役場別館 2 階 第 1 会議室

3 出席委員 2 2 人

会 長	増 田 昌 三	委 員	森 谷 芳 子
副会長	高 木 英 一	委 員	松 田 勝
委 員	井 竿 辰 夫	委 員	藤 井 勇
委 員	三 野 重 忠	委 員	静 孝 義
委 員	谷 本 繁 男	委 員	安 戸 清 次
委 員	渡 部 康 一	委 員	香 川 深 雪
委 員	大 橋 光 政	委 員	加 藤 博 美
委 員	三 野 八 儿 子	委 員	小 西 百 々 代
委 員	梶 村 傳	委 員	浜 川 憲 博
委 員	大 浦 澄 子	委 員	村 上 貞 夫
委 員	三 笠 輝 彦	委 員	太 田 量 子

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 8 人

幹事長	井 竿 辰 夫 (委員兼務)	幹 事	横 田 淳 一
副幹事長	三 野 重 忠 (委員兼務)	幹 事	関 正 則
幹 事	中 村 榮 治	幹 事	中 村 憲 昭
幹 事	熊 野 實	幹 事	佐 々 木 永 治

6 幹事会部会委員 49人

企画財政部会長	横田 淳一 (幹事兼務)	健康福祉部会委員	藤田 正勝
企画財政部会委員 市民部会委員 土木部会委員	中村 憲昭 (幹事兼務)	環境部会委員	田中 豊彦
企画財政部会委員	関 正則 (幹事兼務)	環境部会委員	藤井 敏孝
企画財政部会委員	佐々木 永治 (幹事兼務)	環境部会委員	宮武 敬三
企画財政部会委員	井上 哲	環境部会委員	井上 協典
企画財政部会委員	森 覚	環境部会委員	大熊 正範
企画財政部会委員	白井 文夫	産業部会長	田阪 雅美
企画財政部会委員 産業部会委員 都市開発部会委員 土木部会委員	生山 登	産業部会委員	池尻 育民
市民部会委員	間島 康博	産業部会委員	穴吹 学
市民部会委員	久利 泰夫	産業部会委員	川西 正信
市民部会委員	中川 仁	産業部会委員	山田 悟
市民部会委員	那須 等	産業部会委員	田中 忠博
市民部会委員 環境部会委員	中村 健児	都市開発部会委員	横田 幸三
市民部会委員 健康福祉部会委員	秋山 徹	都市開発部会委員	大林 勝
市民部会委員 産業部会委員 都市開発部会委員 土木部会委員	小西 芳信	土木部会長	宮武 茂基
健康福祉部会委員	川田 喜義	土木部会委員	久米 憲司
健康福祉部会委員	武上 浩一	土木部会委員	西岡 慎吾
		土木部会委員	稲垣 基通
		土木部会委員	稲葉 秀一
		土木部会委員	平尾 洋二

土木部会委員	鎌田茂史	教育部会委員	熊野正樹
土木部会委員	土居讓治	教育部会委員 文化部会委員	中村洋三
土木部会委員	佐藤宏	文化部会委員	馬場朋美
教育部会委員	松木健吉	文化部会委員	高橋広二郎
教育部会委員	前田昭徳	文化部会委員	川崎正視
教育部会委員	安田和文	農業委員会部会長	溝淵 收

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班 兼計画班	林田競一
事務局次長	加藤昭彦	調整班 兼計画班	松崎充宏
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	調整班 兼計画班	諏訪修司
総務班長 兼調整班兼計画班	加藤将門	調整班 兼計画班	中村郁夫
総務班兼 調整班	森田大介	調整班 兼計画班	佐藤扶司子
総務班	藤村博美	調整班 兼計画班	若菜浩臣
調整班長	清谷文孝		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 3 1 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
(協定項目第 8 号) について
(第 9 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 2 号 コミュニティ施策(協定項目第 2 4 - 5 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 3 号 児童福祉事業(協定項目第 2 4 - 9 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 4 号 その他の福祉事業(協定項目第 2 4 - 1 0 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 5 号 環境対策事業(協定項目第 2 4 - 1 2 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 6 号 商工・観光関係事業(協定項目第 2 4 - 1 3 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 7 号 農林水産関係事業(協定項目第 2 4 - 1 4 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 8 号 建設関係事業(協定項目第 2 4 - 1 5 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 4 9 号 下水道事業(協定項目第 2 4 - 1 8 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 5 0 号 社会教育事業(協定項目第 2 4 - 2 1 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 5 1 号 文化振興事業(協定項目第 2 4 - 2 2 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)
- 協議第 5 2 号 その他の事業(夢励人プロジェクト)
(協定項目第 2 4 - 2 3 号) について
(第 1 0 回会議提案：継続協議)

- 協議第 5 3 号 その他の事業（契約制度）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 4 号 その他の事業（葬斎関係事業）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 5 号 その他の事業（女性政策）（協定項目第 2 4 - 2 3 号）
について（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 6 号 その他の事業（石のさとフェスティバル事業）
（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
（第 1 0 回会議提案：継続協議）
- 協議第 5 7 号 合併の期日（協定項目第 2 号）について
- 協議第 3 0 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について
（第 8 回会議提案：継続協議）

(2) 議案事項

- 議案第 1 6 号 合併協定書について（追加提案）

4 その他

- (1) 事務事業の調整について
- (2) 合併協定調印式について
- (3) 高松市・牟礼町合併協議会の会議について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・牟礼町合併協議会第11回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございました。

それでは、早速でございますが、会議に入ります。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本日の会議の会議録署名委員には、小西百々代委員さんと太田量子委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項の協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第31号につきましては、前々回の第9回会議で提案及び説明を行い、第10回会議で質疑、協議等行いましたが、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

協議第31号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

ただいま議長の御発言にもございましたように、この協議第31号につきましては、前々回の第9回会議で提案され、前回の第10回会議で意思集約を図ることとなっていたものでございますが、意思集約を図ることができず、再度、継続協議となっているものでございます。

その後、幹事会部会、幹事会で協議いたしました結果、農業委員の取扱いについて、調整内容を一部修正することとしたところでございます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料の附属資料のその1、この後についておりますが、附属資料のその1の3ページをごらんいただきたいと存じます。

3ページは、農業委員についてでございますが、3ページの右側の中ほどにございます対応策でございますが、この対応策につきまして一部修正をいたしております。対応策の枠の中の最後の3行でございますが、なお以下でございますが、「なお、農業委員会委員の活動に支障が生じないよう、適切な配慮を検討するものとする。」、この文言を追加いたしましたところでございます。

なお、その下側の調整案並びに会議資料の中の提案内容には、変更はございません。

以上が協議第31号の提案内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第31号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

この件については、ただいま事務局の方から修正提案がありまして、そういう面では非常に御検討いただいたということで評価はいたしておりますが、適切な配慮を検討するというのは非常に抽象的でございます。協力員または補助員をということで受け取ってよろしいかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、この件に関しまして、農業委員会部会の方からお答えを申し上げます。よろしくをお願いいたします。

溝淵農業委員会部会長 農業委員会部会でございます。

ただいまの三野委員さんのお尋ねにお答え申し上げますが、ただいまの提案というんですか、御発言のありました協力員とか補助員でございますが、今後の検討に当たりましては、今、牟礼町さんで行われております農業情勢、また、農業委員さんの活動、このあたりも、合併までに期日がございますので、町側と検討させていただきまして、一つの形として、どのような形が本当にいいのか、その中で協力員制度がいいのか、補助員制度の方がいいのか、そのあたりもあわせまして、具体的に検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

せんだっても、松田委員の方からも発言がありましたが、牟礼町は、線引き廃止もございまして、非常に農業委員会の方からも、2名程度では、なかなか今の農業委員会の活動を維持することができないという要望もあっておりますので、ぜひそういう方向で、前向きな、その下回らないような活動ができるように、そういう調整を、ぜひ今後していただきたいということを重ねてお願いを申し上げます。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第31号についてお諮りをいたします。

協議第31号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第31号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第42号コミュニティ施策についてから協議第46号商工・観光関係事業についてまでの5件を一括して議題といたします。

なお、協議第42号から協議第56号については、前回、第10回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページ、まず、協議第42号コミュニティ施策についてでございますが、提案内容は、ページの中ほど、枠の中に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、本日、継続協議となっております案件の提案内容につきましては、朗読を省略させていただきます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第43号児童福祉事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第44号その他の福祉事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第45号環境対策事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第46号商工・観光関係事業についてでございますが、提案内容は、ページに記載のとおりでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、恐れ入りますが、本日は説明を省略させていただきます。

協議第42号から協議第46号までの提案内容につきましては、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第42号から協議第46号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

どうぞ。

渡部委員 牟礼町、渡部でございます。

協議事項44号の11ページでございます。社会福祉協議会への支援についてでございますが、これについては、サービスの低下が起こらないように、行政当局の確認が行われておることは承知しております。したがって、これから社会福祉協議会、法人としての合併協議が進められると聞いておりますが、それぞれの違いがあるかと思いますので、行政側といたしましても、社会福祉協議会への支援を、サービスの低下を起こさないように、支援をやっていただくことを確認していただくことと、さらに、支所機能を各地域で自主的にもやっていただくことが望ましいと、このように思われますので、支所機能を有するような方法を御指導していただくようにしていただければ、ありがたいかなという声が強うございますので、御指導方よろしく申し上げておきたいと思っております。いかがでしょうか。

それと、協議第45号、14ページでございますが、ごみステーションの関係でございます。これについては、牟礼町の場合、牟礼町の美化センターを廃止いたしまして、東部溶融炉の組合の方で、今、廃棄物処理をしておりますが、この跡地を継続して使用してもらいたい、ごみステーションとして使用してもらいたいということと、跡地の処理が、煙突がいまだに立っております。これも、まだ数年置いて、後年撤去を考えておりましたので、この撤去についてお願いをしておきたいということをお願い添えておきたいと思っておりますが、この件についても、御記憶しておいていただきたいと思っております。

以上です。

議長（増田会長） この件については、じゃあ、私の方からお答えしましょうか、先に。基本的には、住民サービスの低下を来さないように、合併時、混乱をもたらすことのないようにということを基本にいたしておりますので、社会福祉協議会についても、これは団体同士の話ですけれども、円満な統合になるようにと、そういうふう考えております。

また、支所機能の関係ですけれども、やはり我々も地方分権の動きを受けて、何でもかんでも市役所でやるんでなくて、環境や福祉等で、やはり住民に任すべきものは地域へ持っていこうということで、我々もコミュニティ組織の構築ということでやっておりますが、そういう趣旨の中で、支所機能についても充実してまいりたいと思っております。

また、ごみステーションの件ですけれども、これも十分にお互い協議する中でやりたいんですが、具体的に跡地利用等については、ちょっと環境の方からお話ししたいと思いますので、事務局の方からお願いします。

事務局次長（加藤） それでは、ごみ処理の関係を、環境部会の方から補足して答弁をお願いしたいと思います。

藤井環境部会委員 環境部会の藤井です。

お尋ねの合併後の環境美化センター、いわゆる、このあり方と解体撤去の件でございますけれども、合併協議の中で、合併年度とこれに続く2年度については、現行のごみ収集体制、収集方法等で行うこととなっております。したがって、現在、環境美化センターについては、その施設の一部でありますごみピットを、香川県東部清掃施設組合の東部溶融施設への積みかえ基地として使用し、また缶、瓶、布等の集積地として利用しているなど、ごみ収集部門の事務所としても使用していると伺っております。

このようなことから、同施設の解体も含めたあり方につきましては、経過期間終了後の収集体制のあり方の検討の中で対応してまいりたいと考えております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 今、渡部委員の方から発言がありました分で、重ねてお願いしたいんですが、社協の支所機能ですけれども、先ほど会長の方から御答弁いただきまして、やっぱり支所機能でないとサービス低下を招くのではないかという意見があります。地区協とか分会とかという機能がどうもあるようですけれども、それではサービス機能の低下を招くので、ぜひ支所として残してほしいという、そういうことですので、ぜひそういう調整を重ねてお願いをしたいと思います。

議長（増田会長） 今のは、社協の支所機能ですか。

三野（八）委員 はい、そうです。

議長（増田会長） ああ、はい。事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、健康福祉部会の方から答弁をお願いをできたらと思います。

川田健康福祉部会委員 健康福祉部会から答えます。

今の支所機能についてでありますけれども、社会福祉協議会の合併については、社会福祉協議会において検討されておるところでございますけど、今の御意見等は、市の社会福祉協議会の方に伝えて、そのような方向での働きかけをしてみたいというように思っております。

議長（増田会長） ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第42号から協議第46号までの5件についてお諮りいたします。

協議第42号から協議第46号までの5件について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第42号から協議第46号までの5件については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第47号農林水産関係事業についてから協議第51号文化振興事業についてまでの5件を一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第47号農林水産関係事業についてでございますが、提案内容は、ページに記載のとおりでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第48号建設関係事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第49号下水道事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第50号社会教育事業についてでございますが、提案内容は、記載のとおりでございます。

続きまして、32ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第51号文化振興事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

協議第47号から協議第51号までの提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第47号から協議第51号について、御質問等ございましたら、御発言願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

土地改良区のことなんですけども、土地改良区、いろいろ牟礼町は事情がありまして、ほかのとこと扱いが違うようなんですけれども、これ法律的に言うと、っていうのは、いろいろあるようなんですけども、やっぱり今まで、ずうっと牟礼町独自の土地改良区の扱いをしてきたっていう経緯もございますので、ぜひ経過措置をしてほしいという要望がございますので、その辺のところをお伺いをしたいと思います。

それと、全部まとめてよろしいですか。

アオコ被害対策のところなんですけども、その3の119ページになってますかね。そこが、私、けさから少し最終的に目を通してありますと、一番最初、ここにあります最後のアオコ被害によるっていうところで、その3にあります調整案のところ、少し年限が1年違ってっていうか、短くなってる表現になってるようですが、最初は、合併年度及びこれに続く4年度について、実施するものとする、こうなっておりますが、この47号の、今説明がありましたところは、21年度まで実施するものとする、こういうふうになっておりますが、この違いは、1年短くなるのではないかという形の思いなんですけども、これはいかがでございましょうか。

事務局次長（加藤） ちょっと事務局の方から、三野委員さんが発言されました資料でございますが、今回ですと、その1の119ページに、ちょっと前回分と資料が変わって

おりますので、今回ですと、附属資料その1の119ページが、ただいまのアオコ対策の関係でございます。

三野（八）委員 その1の119ページ。

事務局次長（加藤） 附属資料その1の119ページの項目の4番目でございます。

三野（八）委員 はいはい。

議長（増田会長） それじゃ、今の2点について、事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、産業部会の方から答弁をお願いいたします。

山田産業部会委員 産業部会でございます。

まず、最初の土地改良区の件でございますけれども、御存じのとおり、土地改良区につきましては、土地改良法に基づきまして、一定の地域内の農業用水路とか農道等の土地改良事業を実施するため、都道府県知事の認可を受けて、地区内の農地にかかわるものを組合員、構成員として設立される法人で、その位置づけは、公共的団体でございます。このようなことから、土地改良区の事務につきましては、それぞれ土地改良区で定めた定款等に基づきまして、土地改良区で実施されるのが基本でございます。

それで、牟礼町さんの方におきましては、牟礼町が事業主体となってする土地改良事業と、土地改良区が事業主体となって実施する土地改良事業があると聞いております。合併後におきましては、土地改良区で事業主体になってするというところで、調整方針でも、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

それと、アオコにつきましては、牟礼町さん側の方で、平成17年1月から平成22年3月までということになっておりますので、調整案では21年度までということにしたものでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） 何かございますか。

事務局次長（加藤） 事務局の方から補足して御説明申し上げます。

ただいま三野委員さんの方から、当初、合併年度とこれに続く4年度、というような調整案の御発言がございましたが、合併協議会に出しております資料につきましては、今回のとおり22年3月までということ、年度で言いますと21年度までというような表記にいたしております。

合併年度及びこれに続く4年度というのは、事務レベルの調整段階では、そういった表現も使ってございましたが、わかりにくいということで、何年度までというような表記にし

て、この合併協議会に提案させていただいておりますので、合併協議会に提案しております資料については、当初からこのような表現となっておりますのでございます。御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

私、21年度というのと22年3月までというのは一緒でございますけれども、例えば、一番最初の表現になってた4年度についてっていうのは、このついてっていうのが非常に重要ではないかなと。例えば、先ほどですかね、商工会の補助事業についても、全体的には、何年度に限り、こうなってますが、商工会のとも、ついてとなっております、ほんで、このアオコ対策についても、当初の提案は、ついてとなってるというのが、例えばアオコ被害、水質浄化をずうっとやって水質浄化ができない場合は、なお前向きに検討するというのが、この限りじゃなくて、ついてになってるのかなあと、私は前向きに認識をしていたんですが、そこら辺は全く同じと、感覚でよろしいんですかね。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 事務局から再度説明をいたしますが、ただいま事務局次長の方から説明しましたように、その4年度についてという表記の資料については、幹事会にも上がっておりませんし、合併協議会にも上げておりません。そういう資料でございまして、説明しましたように、牟礼町の現況の欄において、牟礼町として現在実施してある内容は、平成17年1月から平成22年3月までですね。そういう実態を踏まえて、それはそのまま実施しようという調整案と、そういう協定内容としたしてあるものでございまして、先ほど商工会のことを御指摘いただきましたが、商工会の補助については、ずうっと補助をしておるとい、年限を切って実施してあるものではございませんので、それを限りとするのか、ついてとするのかという議論がありまして、ついてという表現にしたものでございますので、特に他意はございません。その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

三野（八）委員 はい。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第47号から協議第51号までの

5件についてお諮りいたします。

協議第47号から協議第51号までについて、原案のとおり確認することに……

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

一つは、ジュニア・リーダークラブの分で、例えば……、その4の56ページですかね、ちょっと私……

事務局次長（加藤） 附属資料その2、今回の附属資料ですが、その2の56ページでございます。

三野（八）委員 はい。そのところで、ジュニア・リーダークラブの件がありますが、牟礼町は高松と比べて非常に人口が少のうございますが、ジュニア・リーダー51名いて、高松の場合は28名と、こうなっておりますが、活動は、どこでどういうふうな活動をしているのかっていう意見がっておりますので、少しそこら辺、牟礼町の場合は、ここにも書いておりますように、大人と子供のパイプ役として活動しているということで、非常に活発に活動しているという、ジュニア・リーダーの方の自負もあるようですけれども、高松の活動状況をちょっとお願いをしたいというのが1点。

それと、附属資料の73ページの町民プールの件ですけれども、これは学校施設となる場合は、一般開放は中止すると、こうなっておりますが、これは、ぜひ今のように町民プールとして、町民が利用できるようにしてほしいというのがございます。もし、学校施設となるような場合には、町民プールとして、例えば新設をすとか、そういうふうなことをぜひお願いをしたいということでございますので、御検討いただきたいと思えます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問は、本日の附属資料その2の56ページ、まず1点目は、56ページの子ども会活動の促進の中の3のジュニア・リーダークラブについて、2点目が、75ページでございますが、体育施設管理運営の中の対応策でございます町民プールの使用に関して、管理についての御質問でございます。答えにつきまして、教育部会の方から、それぞれ答弁をお願いしたいと思います。

松木教育部会委員 教育部会でございます。

まず、高松市におけるジュニア・リーダークラブの活動状況でございます。

これにつきましては、高松市の場合、高松市子ども会育成連絡協議会の中のジュニア・リーダーとして位置づけておりまして、その育成に努めておるところでございます。

実際の活動状況といたしましては、子ども会が実施いたします各種のイベント等への協

力、それから各地区での活動の支援、そういったことを中心に行っておるものでございます。牟礼町さんの場合、非常に熱心に行われておるといふふうにお伺いいたしております、その活動を今後とも継続していけるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

熊野教育部会委員 続きまして、教育部会から町民プールの取扱いについて御説明申し上げます。

現在、町民プールにつきましては、中学校の授業あるいは部活動に使用しているということがございまして、こういったことにつきましては、お互いの協議の中で、例えば学校施設ということに所管替えをするという方向で検討するというものも出てまいった結果、学校施設となった場合には、高松市の制度に合わせますと、学校のプールは一般開放していないということがございましたので、このように考えておるといふことでございます。

ただ、今回、この現行の制度に経過措置を設けておりますので、その中で学校施設に所管替えするという、そのタイミングと申しますか、そういった時期もございまして、そういったことは、現在の状況、町民プールの活用状況等も踏まえた中で、今後また検討してまいりたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

三野（八）委員 1点のジュニア・リーダーの分も、どうも今の御答弁いただくと、高松より牟礼町の方が非常に活動が活発やということでございますので、そこら辺も十分配慮をいただいて、今までのジュニアのクラブの活動がこの高松市に波及する、非常におこがましいですけれども、そういう方向で御検討いただきたいということを重ねてお願いいたします。

それと、町民プールの件なんですけれども、学校施設になった場合に、牟礼町の、今の牟礼町ですけれども、一般に開放するプールがなくなるということでございますので、そういうことを検討すると同時に、その町民プール、今の町民プールが学校の施設になるようになった場合には、町民が使えるようなプールを何らかの形で保障する、そういう方向でぜひ御検討いただきたい。

以上でございます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。プールの方を。

事務局次長（加藤） 教育部会の方からお答えをお願いできればと思いますが。プールの関係で。

熊野教育部会委員 町民プールの町民に対する開放につきましては、今、三野委員さんが言われた方向で検討いたしていきたいと思っております。

議長（増田会長） ほかにございますか。

どうぞ。

太田委員 牟礼の太田です。

資料の58ページ、成人式の件なんですけれども、高松市の場合は、昨年度の成人式の出席率はどれくらいだったのでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

松木教育部会委員 教育部会でございます。

高松市、1月10日に成人式を実施いたしまして、56%ほどの出席率でございました。

以上でございます。

太田委員 牟礼の場合は、1月3日に毎年してるんですが、これはやっぱり3日に実施するには、それなりの理由があって実施していると思うんですね。高松市の制度に統一するということになる、やはり、この成人式って、この日にすることになるわけですかね。それに関しては、もう御検討の余地はないのでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

松木教育部会委員 教育部会でございます。

教育部会で実際に牟礼町の教育委員会さんと協議させていただきました。その中で、新しい市ができるということで、成人式も当然に合わせてやるべきだろうと。その中で、いつ、高松市の日に合わすかということなんですけれども、毎年、新しい新成人を迎えるんだということであれば、経過期間を設けるよりかは、できるだけ早く新しい市と一緒に祝おうということで、合わせていった方がよいのではないかという経過の中で、高松市の制度に統一するとしたところでございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

太田委員 はい。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、お諮りいたします。

協議第47号から協議第51号までについて、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第47号から協議第51号までの5件については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第52号その他の事業（夢励人プロジェクト）についてから協議第56号その他の事業（石のさとフェスティバル事業）についてまでの5件を一括議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料35ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第52号その他の事業（夢励人プロジェクト）でございますが、提案内容は、ページの中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、36ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第53号同じくその他の事業（契約制度）でございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、37ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第54号その他の事業（葬斎関係事業）についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第55号その他の事業（女性政策）についてでございますが、提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第56号その他の事業（石のさとフェスティバル事業）でございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

協議第52号から協議第56号までの提案内容は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第52号から協議第56号について、御質問、御意見ございましたら、御発言願います。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

協議第54号の葬斎関係事業の件なんですが、二つございまして、附属資料の古い分で言うと115ページなんですが、新しい分で言うと何ページですかね。

葬儀の費用の件なんですけども、この対比された一覧表を見てみますと、高松市の場合、A型とB型と二通りしかございませんで、A型は23万円、B型は13万円。牟礼町の場合は、四通りございまして、一番上が15万円、次10万円、7万円、5万円とあるわけですね。それで、牟礼町環境課の方に問い合わせましたら、そのA型、B型っていうのは、いろいろ高松市さんの場合は含まれておりまして、それをトータルすると、例えばA型と、この蘭とを比較しますと、いろいろ調整をして比較しますと、1万5,500円の差しかない。そして、B型と菊とを比較しますと、4,000円の差しかないってことで、不満ながらも、まあまあこのA型、B型っていうのは理解できるかなと思ってるんですが、その下の7万円と5万円っていうのを、これはやっぱり残してほしいっていうのがあります。利用度としては、非常に頻度が少ないようなんですけども、でも非常に不景気な状況ですし、ここも残しても余り問題ではないのではないかとということで、ぜひ残してほしいというのが1点でございます。

それと、高松市の斎園、お墓さんですね。牟礼町にもありますが、費用が大分違いますので、合併した場合に、牟礼町にあるお墓、高松の方も牟礼町の方が三谷よりか便利がいいということで、ずっと希望が多くなるのではないかと不安っていうんか、心配がっておりますが、そこらの状況、高松のお墓さんの状況をちょっとお伺いをしたいんですが、そこら辺の対策は、どういうふうに、はい。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問は、本日の附属資料で申しますと、その2の、まず115ページにございます市・町民葬儀の種類・料金等に関する御質問が1点目でございます。

2点目につきましては、その前の113ページにございます墓園関連事業、これに関する御質問でございます。

いずれも、市民部会の方からお答えを申し上げます。よろしくお願いたします。

久利市民部会委員 市民部会でございます。

ただいま委員の方から御指摘の市民葬儀の関係でございますが、葬儀の種別につきましては、御指摘のように牟礼町では、蓮華、百合の2種類が、高松市のA、Bとまったくり以外にございます。ただ、これまで調整をさせていただく中では、利用の頻度といいましょうか、というものが、少し、余り利用されていないというような状況もございまして、今後、こういった委員の御指摘がありましたような社会経済情勢も十分参考にしながら、

葬儀自体も、また適宜、見直しをしていく必要もございますので、その中で検討させていただきたいと思います。

それから、いま一点の墓園の関係でございますが、御指摘のように牟礼町の墓園の使用料と高松市の墓園の使用料の違いはございます。

現在までのその整備状況でございますが、基本的には平和公園は約5,800区画で、ほとんど利用、使用許可をいたしている状況でございます。

一方で、市内の峰山地区にございます市営墓地を、現在、無縁墓地の改葬をいたしております、16年、17年、18年のこの3カ年で、おおむね300区画程度を使用できるようにいたしたいと考えております、この分につきましては、一応使用料といたしまして、平米当たり9万円ということで御利用いただくことになっております。

現在、それ以外に社会状況が少子・高齢化に向かひまして、世帯の構成も変わってまいっておりますので、現在、高松市の方では、合葬式墓地と申しまして、ある程度、お身内に後を見ていただけないような、そういった方については、その合葬式墓地で一定期間、地下にございます納骨壇に埋葬いただいて、あと20年経過後、合葬すると、こういった新しいタイプの墓地を現在整備中でございます、さまざまな市民の墓地需要に応じた提供、墓地の供給と、ある一面で、だんだん世代が変わっていておりますので、墓地の適正管理と両面の方から対応いたしておるところでございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

どうぞ。

三野（八）委員 三野です。

ぜひ、この低額の方も残していただく、する方向で検討いただくということですので、ぜひ、その方向でお願いをしたいと思います。

それと、墓園の関係は、高松市さんも合葬式とか、いろいろ御検討いただいているようであれなんですけども、ただ牟礼町の場合は、非常に墓園が安うございますので、合併した場合には、高松の方が、例えば高松の東部の方がこちらに来られるということは、もうそれは仕方がないということですよ……。そうですね、はい。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、お諮りいたします。

協議第52号から協議第56号までについて、原案のとおり確認することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第52号から協議第56号までの5件については、原案どおりとすることを確認いたします。

ここで、先ほどの町民プールの件について、事務局から補足説明があるようでございますので、お聞きいただきたいと思います。

事務局次長（加藤） それでは、教育部会の方から、先ほどの補足説明の申し出がございますので、よろしく願いをいたします。

熊野教育部会委員 教育部会の熊野でございます。

先ほどの三野委員さんの町民プールの取り扱いについて、ちょっと補足説明をさせていただきます。ちょっと言葉足らずで、済みませんでした。

町民プールの取扱いにつきましては、学校施設として使用することになった場合には、町民の皆さんには御遠慮いただきますということでございまして、この学校開放施設に移行する時期につきましては、今後、状況を見ながらということでございまして、例えば町民プールを町民のための施設として使っていくということであれば、今後、中学校の部活動なり授業の取扱いについては、また検討していかなければならないし、そういった両面から検討させていただきますということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。それじゃ、次に移ります。

次に、協議第57号合併の期日についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の41ページをごらんいただきたいと思います。存じます。会議資料41ページでございます。

協議第57号合併の期日についてでございますが、この合併の期日につきましては、41ページの下の方に、参考として記載しておりますように、第5回会議で、より具体的な期日は、改めて提案することとした上で、枠の中に記載しておりますように、「合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。」ということが確認をされております。

合併の期日につきましては、高松市と合併協議を行っております町のうち、既に塩江町が17年9月26日と決定いたしておりますが、この期日につきましては、各町がばらば

らではなく、可能な限り統一することが望ましいことから、高松市と牟礼町とで協議いたしました結果、今回、具体的な期日につきましては、特に牟礼町の要望もございまして、ページ中ほどにございますように、平成18年1月10日とするところとさせていただきます。

なお、香川町につきましては、当初、合併協議会に平成18年1月1日を期日として提案しておりましたが、去る2月3日の協議会では、1月10日と修正した上で、確認、協議が終了しておりますので、参考までに申し添えておきます。

この平成18年1月10日という合併の期日を選定をした理由につきましては、次の42ページに整理をいたしております。

1の合併の期日の選定の理由でございますが、まず、(1)にございますように、住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。合併に際しましては、通常の市町の業務等を行う中で準備を行い、合併と同時に、円滑に事務の移行を行う必要がございますが、本年秋以降の各種の業務の状況など、さまざまな角度から検討いたしました結果、18年1月10日は、円滑に合併事務の移行が行え、ひいては住民サービスに支障が生じない日であるということでございます。

次に、2点目といたしまして、定数特例による増員選挙で選出された新議員が、平成18年度の高松市の当初予算を審議する3月定例会市議会に参加できるということでございます。増員選挙につきましては、合併後、50日以内に行われることになっておりまして、合併の期日がもう少し後になりますと、合併後の高松市の当初予算の審議の際に、牟礼町を代表する議員がないという状況にもなります。

次に、3点目といたしまして、3連休明けであるとともに、直前の年末年始の休日(6連休)を活用して、電算システムの移行を含め、合併移行事務、その他合併前後に集中して対応しなければならない業務が、円滑に対処できる日であるということでございます。先ほど申し上げましたように、合併と同時に円滑に事務の移行を行う必要がございますが、3連休と、その前の6連休を利用して、移行作業が行えるということでございます。

以上が選定の理由でございます。

なお、2として、先進地域の事例を表に整理いたしております。

なお、表の下の欄外にございますように、この事例は、平成11年4月1日以降に編入合併した中核市等及び平成17年3月31日までに編入合併することを総務大臣が告示している中核市等の事例でございまして、この中核市等とは、中核市と県庁所在市でござい

ます。

表の中ほどにございますように、同じ四国の高知市、松山市のほか、大分市、長野市が本年の1月1日に、長崎市が実質的には1日と同じ1月4日に、そして秋田市が3連休明けの1月11日に合併をいたしております。

以上が合併の期日の提案内容でございますが、当初、協議会で設定いたしました合併協定項目のうち、この合併の期日以外は、前回会議までに提案し、本日、御確認をいただいております。

事務局といたしましては、今後のスケジュール等も勘案いたしまして、会議規程の定めはございますが、委員の皆様の御了解が得られるのであれば、できれば本日のこの会議で合併の期日について意思集約を図っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で協議第57号合併の期日についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第57号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上です。

先日、新聞に、今、合併協議が進められている塩江町以外の町について、1月1日というような新聞記事が出ておりましたね。今、合併協議を進めている町とは、高松市は18年1月1日合併を目指してするという、その後の変更になったわけですね。それで、じゃあ、あと今進めている庵治町とか、今、香川町、塩江町をお聞きしたんですが、庵治町とか香南町ですか、そのあたりは、どういうお話を進めているのか、参考までにお聞かせ願ったと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えいたします。

事務局長 事務局から状況を説明させていただきますけれども、先ほどの事務局の説明にもありましたとおり、塩江町は9月26日で決定をいたしております。そのほかの高松市と合併協議を行っている町についても、同じ日が望ましいということでございまして、ばらばらな合併の期日というのは望ましくないということから、調整をしていただいております。そのようなことで、先ほど申し上げましたように、香川町の合併協議会では、当初1月1日という提案をいたしましたけれども、関係町でそれぞれ調整

をしていただいた結果、1月10日に集約しましょうというような方向づけがされたというふうになっております。

そのようなことで、牟礼町との合併協議会においても、1月10日ということで提案をしたところでございます。

なお、蛇足にはなりますけれども、香南町につきましては、この9月29日が議員の任期ということもでございます。そのようなこともございますが、香南町において最終的に協議をされているというふうになっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

どうぞ。

村上委員 庵治町は。

事務局長 庵治町につきましても、ただいま申し上げましたように、香南町を除くそのほかの町と同様に、1月10日ということで調整が進んでおるといふふうになっております。

議長（増田会長） どうぞ。

安戸委員 牟礼町の安戸でございます。

合併の期日は、18年1月10日ということで、合併特例債を使えるのは17年3月31日までということでございますんですけど、そこで申請を上げるんですけども、議決がなければ県の方は受け付けないというんですか、それとも議決がなくても申請は受け付けるんか。それから、最終に議決は、何日までが有効の日になるんか。それから、特例債を使わんのじゃったら、17年3月31日から合併新法で5年間はいけるからな、合併の協議は。ほやけん、その辺が採決を最終の3月定例会で採決するんは、何日までが有効になるんか、そのあたりがどういう打ち合わせをしたんか、まだ定かでないから、ちょっとお聞きします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明いたします。

合併の申請の期限、現在、合併協議会で協議をしておる前提として、平成17年、ことしの3月31日までに合併の申請をするということでございますので、申請が3月31日が期限ということになります。

申請するためには、当然、関係市町の議会の議決が必要でございますので、その申請ま

でに議決を終えるということですが、議決が3月31日で申請が3月31日ということは、事務的には不可能であるというふうを考えておりました、少なくとも3月の下旬、24、5日ごろには議決をいただきたいというふうに思っております。そのような関係で、3月24、5日を議会の議決の期限ということにさせていただいて、できるだけ早く申請をしたいというふうに思いますけれども、申請の期限は3月31日ということで認識をいたしております。

なお、合併特例債等の関係につきましては、本合併協議会で、さまざまに議論いただいております、先ほど冒頭申し上げましたように、協議の前提として、平成17年3月31日までに申請するということが、合併特例債の活用を念頭に置いたということでの合併協議であるというふうに理解をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

安戸委員 安戸でございますけど、合併特例債を使うのが目的か、合併をすることが目的か。特例債を使うのやったら、17年3月31日の前、31日じゃなしに27日とか25日とかということで、議会の採決がなかったら申請書は受け付けてくれないということ、議案としてな。じゃから、そのあたりがあるんで、合併については、新法で5年間いけるわけやな、22年までは。特例債を使うのが17年3月31日までに申請書を上げてなかったら使えませんですよということよ。だから、その辺があるから、合併するには22年3月31日までが有効ですということでございますんで、高松市と牟礼町とでは、合併特例債を使うのを目的とした期日は、17年3月31日ということで協議会を進めてきたということでございますんで、そのあたりがちょっと時間的な問題がございましたんで、非常に難しいような感じがするんで、そのあたりを努力は一生懸命でしよんですけども、それが少しの時間が猶予ができるのであればということでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに御意見ございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 先ほども事務局から説明いたしました、委員の皆様の御理解が得られるのであれば、本日の会議で意見集約を図りたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、お諮りいたします。

協議第57号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第57号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第30号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第30号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております建設計画につきましては、一部修正がございますので、別添の附属資料その3建設計画案で説明いたします。

建設計画案の42ページをお開きください。

附属資料その3建設計画案の42ページでございます。

42ページの中段から下のところ、下の方ですけれども、（1）行財政運営基盤の充実強化をめざすまちづくりの中の行財政運営の効率化と支所等の機能整備につきまして、牟礼町さんから要望がございましたので、その1行目に、支所を設置する趣旨として、「牟礼町地域の特性を踏まえ」という文章を追加いたしております。

修正箇所は以上でございます。

以上、簡単ではございますが、建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第30号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第30号についてお諮りいたします。

協議第30号について、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第30号について、修正案のとおりとすることを確認いたします。

会議次第3 （2）議案事項

議長（増田会長） 次に、（2）の議案事項でございますが、議案第16号合併協定書

についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、議案第16号合併協定書について（追加提案）と書いておりますが、それを御説明いたします。

本日、配付いたしております資料のうちで、一番最後でございます、表紙の中ほどに第11回会議資料追加提案と記載されました会議資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。追加提案と記載されました会議資料1ページでございます。

ただいま協議第30号について協議が調い、以上をもちまして、当初設定をいたしました合併協定項目についての協議がすべて終了いたしましたことから、議案として、この合併協定書についてを追加して提案するものでございます。

議案第16号でございますが、合併協定書を、別紙のとおり定めるというものでございます。

それでは、2ページの合併協定書をごらんいただきたいと存じます。

別紙として、合併協定書を掲載いたしておりますが、この合併協定書は、高松市・牟礼町合併協議会におきまして、合併に関する協議が調ったあかしとして作成し、高松市長、牟礼町長が署名、押印をするものでございます。

次の3ページをごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、これまで、この合併協議会で御協議をいただきました各合併協定項目の確認内容を、協定項目順に整理をしたものでございます。

まず、3ページには、1の合併の方式から5の財産の取扱いについてを記載しておりますが、これは合併協定項目の基本的な協議事項でございます。

また、6の地域審議会の取扱いから、次の4ページにまいりまして、4ページの10番、一般職の職員の身分の取扱いまでは、合併特例法に定める協議事項でございます。

そして、次の5ページの11、町名・字名の取扱いから、少し飛びますが、8ページの24の各種事務事業の取扱いまでが、その他の協議事項となっております。

なお、この24の各種事務事業の取扱いにつきましては、ごらんのように24-1の都市提携から、かなり飛びますが、16ページの一番下でございますが、24-23のその他の事業までございます。

さらに、24-23のその他の事業には、次のページにございますように、外部監査制度から次の18ページの幼保一元化事業までの九つの項目がございます。

また、18ページが一番最後でございますように、25の建設計画につきましては、別冊のとおり定めるとしたところでございますが、この協定書に建設計画を添付することといたしております。

なお、次の19ページと20ページには、御協議をいただきました地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議を別紙として掲載をいたしておるものでございます。

なお、これらの協定内容の記載内容でございますが、法制担当部門の意見を聞く中で、例えば法律番号の記載方法や語尾の表記の統一など、若干の字句の修正を行っておりますので、この点、御了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

また、協議会への提案時期の関係から、その他の事業として別途提案いたしておりました石のさとフェスティバル事業の調整内容につきましては、この中では16ページでございます24-22の文化振興事業に統合整理をいたしておるものでございます。このように若干の修正をいたしております。

以上が協定内容でございます。

続きまして、21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページは、調印書でございます。内容につきましては、21ページに記載のとおり、「高松市、牟礼町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・牟礼町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。」というものでございます。

そして、高松市長と牟礼町長が署名、押印し、立会人といたしまして香川県知事に署名をいただくことといたしております。

また、次の22ページから後は、立会人といたしまして、この合併協議会の委員の皆様にご署名をいただく箇所でございます。

以上で議案第16号合併協定書についての説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第16号について、御意見、御質問等ございましたら、御発言願います。

どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野です。

この調印の運びなんですけども、牟礼町でもいろいろ議論がございまして、その調印の

後に議会の議決ってというのが、法律的にはそうなってるんですかね。そうじゃなくって、議会の議決をして、一般住民の感覚として、そういう意見があるんですが、議会の議決をして、その後に調印をするという方式がいいのではないかという意見がありますが、その件については、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま説明をいたしましたのは、合併協定書でございまして、合併協定書の調印を行うということでございまして、御指摘いただきましたようなことからいきますと、合併の調印というような意味合いになります。合併の調印ということではございませんので、この合併協定の調印ということにつきましては、先ほど説明をいたしましたように、この合併協議会で、これまでいろいろ御意見、御要望等をいただきながら御協議をいただいた事柄を集約したものを双方が確認をするということでございまして、このようなことで集約をしましたという確認をした上で、この内容で議会に提案をしましょうというお互いの話し合いの結果ということでございまして、そのことについて双方が確認をするというのが調印でございまして、そういう意味でございまして、これは議会の議決より前に行わなければ、議会に提案する内容ということでございまして、そういうふうな取扱いになるものでございます。御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、議案第16号についてお諮りをいたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、議案第16号については、原案のとおり決定いたしました。

会議次第4 その他（1）事務事業の調整について

（2）合併協定調印式について

（3）高松市・牟礼町合併協議会の会議について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございまして、（1）の事務事業の調整について、（2）の合併協定調印式について及び（3）の高松市・牟礼町合併協議会の

会議について、一括して事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、もとの会議資料でございますが、会議資料の44ページ、一番最後のページでございますが、44ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料44ページ、その他でございますが、項目のみ記載をいたしております。特に、資料はございません。口頭で御説明申し上げます。

まず、（1）の事務事業の調整についてでございますが、事務事業の調整につきましては、合併協定項目に係るものにつきましては、調整が終了いたしました。住民の負担、サービスには直接的に影響を及ぼさない数多くの事務処理の方法等につきましては、今後も引き続き市町間で協議、調整を進めていく必要がございます。

これらの内容につきましては、事務的な処理方法でございますので、その取扱いといたしましては、別途帳票を作成し、幹事会で進捗状況あるいはその調整結果を報告した上で、副会長、会長までの決裁をするということで処理をしたい、対応したいと、そのように考えております。

なお、この協議会で御協議いただきました合併協定項目の調整案の中には、合併時までに調整する、あるいは市長、町長が別に協議して定めるといったものが幾つかございます。これらにつきましては、調整が終わり次第、適宜、この合併協議会におきまして御報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

事務事業の調整につきましては、以上でございます。

続きまして、合併協定調印式について御説明申し上げます。

合併協定調印式につきましては、本日の会議で当初設定をいたしました協定項目について、すべての協議が終了いたしましたので、今後、速やかに調印式を開催できるよう準備を進めさせていただきます。

なお、調印式の日程につきましては、今後、両市町あるいは県等々の関係機関と調整した上で、早急に、委員の皆様を初め関係各位へ御連絡いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

最後に、合併協議会の会議について御説明をいたします。

今後の予定でございますが、合併協議が終了いたしましたので、今後、合併協定書の調印を行った後、市町の議会に合併関係議案を提出し、御審議をお願いすることになります。

合併協議会につきましては、両市町の議会で合併関係の議案が可決をされますと、合併の期日の前日まで、この協議会は設置するということになります。

このようなことから、今後の会議につきましては、17年度予算・計画について審議する協議会を開催する必要がございますが、両市町の議会の議決の状況を見た上で、改めて開催時期等について御協議をさせていただきたいと存じます。

事務局からは、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明に対し、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 以上で、その他の説明は終わりました。

せっかくの機会でございますので、この際、何か皆さん方の方で御発言がございましたら、伺いますが。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、以上で本日の会議日程は、すべて終了いたしました。

会議次第5 閉会

増田会長 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

昨年の2月1日、高木町長様、また町議会を初め関係皆様方の御尽力によりまして、合併協議会が設置され、3月3日に第1回会議を開催して以来、会議を重ね、本日第11回の会議をもちまして、すべての合併協定項目についての協議を終えることができました。

これまでの協議に際しまして、委員皆様方から活発な御議論をいただきました。そしてまた、円滑な会議運営にも御協力いただきましたこと、まことにありがとうございます。

今後、合併協定書の調印を経て、市町の議会において、合併関係議案についての御審議をお願いすることとなりますが、高松市としては、牟礼町初め近隣町との合併により、四国の州都にふさわしい風格ある元気な都市を創造してまいりたいと考えておりまして、牟礼町と高松市との合併実現に向けて、議会で適切な判断がなされることを強く期待をいたしておるところでございます。

皆様方には、改めてごあいさつをする機会があるかと存じますが、まずは、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと存じます。長い間、皆様方には大変ありがとうございました。（拍手）

引き続き、副会長様からごあいさつを申し上げます。

高木副会長 去年の3月3日から始めたこの合併協議会でございますけども、きょうま

での11回の会議、委員の皆様方におかれましては、本当に御苦労さんでございました。

私自身は、この合併を明治の大合併、昭和の大合併に続くこの平成の大合併は、やはり中央集権体制から地方分権という基礎的自治体づくりの第一歩であるし、かつまた、人口問題であるとか、あるいは経済のグローバル化、IT化、こういうような背景を踏まえた、私は平成維新ととらえております。

この改革をしないと困るのは、私は、若者であり、私たちの子や孫だということでございますので、私は今、増田市長さんの方からお話がありましたけども、これをきちっと、やはりやり遂げて、未来に希望のつながる元気ある町、かつまた、圏域づくりのために、これからも取り組んでいくつもりでございますので、また、委員の皆様方、また、きょう多くの傍聴者の皆様も来られてますけども、これからこそ大切でございます。きょうは、この始まりの始まりと私はとらえておりますので、どうぞ、これからもよろしく願います。本当にありがとうございました。（拍手）

議長（増田会長） 以上をもちまして高松市・牟礼町合併協議会第11回会議を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時17分 閉会

会議録署名委員

委員 小西百々代
委員 太田量子